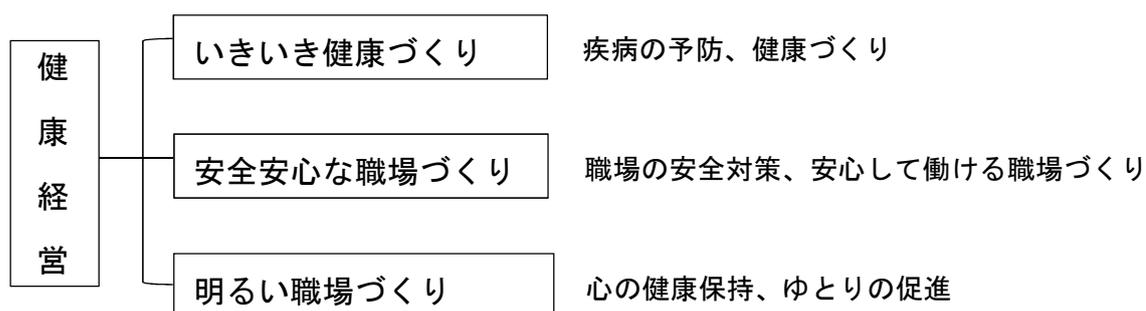


## <個別施策>



施策	内容
1 いきいき健康づくり	
(1) 疾病の予防	
ア 健診等の実施	
① 雇入れ健診	採用時の健康診断（法定）
② 定期健診	定期の健康診断（法定）
③ 人間ドック	30歳以上は定期健診に代えて人間ドック受診（日本人間ドック学会推奨項目をすべて）（自己負担なし）
④ 特殊健診	有機溶剤ほか特殊業務従事者の健診（法定）
⑤ 婦人科健診	内部の乳がん、子宮頸がんの健診（毎年、自己負担なしで実施） 外部で受診した乳がん、子宮頸がんの検査費用の助成（互助会）
⑥ ストレスチェック	定期のストレス度調査（法定）（50人未満の事業場も含む。）
⑦ 外部カウンセリング	外部カウンセリング窓口の設置 外部カウンセラーによる「お悩み何でも相談会」開催
⑧ 随時検診	不定期・随時の検査。睡眠時無呼吸、歯周病等のオプション検査
イ 健診等の受診促進	
① 勤務免除	健診、二次検査受診を勤務扱い
② 健診等助成金	オプション検査、二次検査の費用助成、各助成金 5,000円（互助会）
ウ 健診フォロー	
① 生活習慣予防指導事業	健診結果に基づく喫煙者及び要注意者の生活習慣指導
② 禁煙セミナー	喫煙者ゼロを目指した禁煙セミナー
エ 感染症予防	
① インフルエンザ	ワクチンの接種の推奨（費用の一部補助）
② 麻疹・風しん	麻疹・風しんの抗体検査とワクチン接種の推奨（自己負担なし）
③ 新型コロナウイルス	風邪に類した症状がある場合に積立年休、休業手当（100分の100）での休暇取得が可能
オ 禁煙対策	
① 受動喫煙の防止	就業規則に禁止事項を記載

	②	禁煙セミナー	年に1回以上開催
	③	禁煙外来	当協会内クリニックで実施
(2) 健康づくり			
ア 運動機会の提供			
	①	運動習慣定着促進	サーキット型エクササイズ
	②	イベント参加	リレーマラソン・カッターレース大会・ウォーキング大会・中小企業合同運動会などへの参加の促進（協会負担）
	イ	暑熱対策事業	夏季に飲み物を無料配布、自販機の飲み物代助成（互助会）
	ウ	特保指定飲料	自販機に健康飲料を導入
	エ	メニュー事業（互助会）	運動施設利用料を助成（年間6千円/人）（互助会）
2 安全安心な職場づくり			
(1) 安全な職場づくり			
	①	安全運転	安全運転講習（法定）
	②	職場安全対策	危険箇所の補修等
	③	クリーンオフィス	ペーパーレス、書類の整理整頓
	④	安全衛生教育	各所属における安全衛生教育（法定）
	⑤	安全衛生委員会	委員会の設置、運営（法定）
(2) 安心な職場づくり			
ア 子育て支援			
	①	特別有給休暇	産前産後：産前6週、産後8週（法定） 出産付添：3日 子供の看護：子1人5日、2人以上10日（法定） 男性育児休暇：1歳半の子5日（子1人につき1回）
	②	勤務時間	始業就業時刻の繰上繰下：3歳未満の子30分（法定） 【以下、無給（法定）】 育児時間：1歳未満の子30分×2回/日まで 短時間勤務：3歳未満の子2時間/日まで短縮
	③	育児休業制度	1歳半未満の子、無給（法定）
	④	互助会給付	出産祝金（5,000～600,000円）、小中学卒業祝金（子1人各3,000円1回限り。）（互助会）
イ 介護			
	①	特別有給休暇	家族介護：要介護1人5日、2人以上10日（法定）
	②	勤務時間	始業就業時刻の繰上繰下：30分（法定） 短時間勤務：2時間/日まで短縮、無給（法定）
	③	介護休職制度	93日、無給（法定）
ウ がん等患職員就労支援			
	①	勤務時間	短時間勤務、始業就業時刻の繰上繰下ほか
	②	積立年休	時効となる年休を積立て使用できる制度
エ 補償等			
	①	傷病手当金	健康保険の範囲内
	②	医療費負担	健康保険の範囲内
	③	傷病等見舞金	事故手当金給付、傷病見舞金（互助会）
	④	休業手当	平均賃金の100分の60（事情により100分の60を超える。）

オ ハラスメント対策		
①	ハラスメントの防止	ハラスメント防止規程で禁止事項を記載
②	安全衛生研修	年に1回以上実施
3 明るい職場づくり		
(1) 職場のコミュニケーション		
①	意見交換補助	所属別、等級別の意見交換会への助成金 (各3,500円×2回)
②	経営者との意見交換	当月に誕生日を迎える職員と経営者との意見交換会を毎月実施
③	互助会行事	春のレクリエーション、忘年会
④	風土改革プロジェクト	ストレス軽減施策の実施
⑤	職場研修	ハラスメント防止ほかの研修
⑥	産業医面談	高ストレス者、長時間労働者の面談
(2) ゆとりの促進		
ア 時間外労働の縮減		
①	ノー残業デー	毎週木曜日はノー残業デー。四半期に1週はノー残業デー強化週間として全曜日ノー残業デーとし、その他の月第2、4火曜日をノー残業デーとする。
イ 年次有給休暇の取得促進		
①	年休取得奨励日	休日の谷間を奨励日に指定
②	年休の計画的付与	職員ごとに年5日をあらかじめ指定し取得できる。
③	年休5日以上取得の実現	年休付与日から1年の間に5日の取得ができない見込みの職員に対し、当協会が当該職員の意見を尊重し、時季を指定して取得させることができる旨を就業規則に規定
ウ 夏季特別休暇		
		お盆の時季に3日間一斉休業
エ リフレッシュ休暇		
		勤続15年目、25年目の職員がリフレッシュ休暇を取得する際に記念品を支給
オ メニュー事業		
		レクリエーション活動に対する助成(6,000円) (互助会)

<喫煙による健康被害の防止について>

\*当協会は、「みんなの生命(いのち)をまもりたい。私たちは、健康づくりと住みよい環境づくりに取り組み、地域社会の発展に貢献します。」という基本理念のもと、広島県民や職員の健康の保持・増進に積極的に貢献することを目的とした団体です。この基本理念を達成するために、健康に悪影響を及ぼす喫煙について、受動喫煙の防止を含めて、就業時間内の禁煙、敷地内及びその付近での禁煙など、就業規則で制限しています。

\*当協会は、この健康経営宣言に基づき、新たに採用する職員は非喫煙者の方とします。